

三宅町水稲病虫害防除事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における水田農業の生産性及び所得の向上を図るため、経費及び労力の削減に向けた小型無人航空機（以下、「ドローン」という。）を活用した防除事業を実施する地域の稲作農家及び稲作を行う農業団体（以下「稲作農家等」という。）に対し、予算の範囲内において三宅町水稲病虫害防除事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、三宅町内の圃場にて稲作農家等が実施するドローンを活用した病虫害防除事業を対象とし、町長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助率)

第3条 補助率は、前条に規定する事業に係る経費の30%以内とする。

2 前項の規定により算出した額に、1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする時は、三宅町水稲病虫害防除事業補助金交付申請書（様式第1号）及び領収書の写しを町長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請は、概ね1ha程度にまとめることとし、大字内で申請者が複数となる時は代表者がまとめて申請することとする。

(補助の通知)

第5条 町長は、前条の申請書を受理した時は、内容を審査し、必要かつ適当であると認められた時は、三宅町水稲病虫害防除事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた時は、速やかに三宅町水稲病虫害防除事業補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理した時は、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

3 申請者は、補助金の交付を受けた時は、受領書を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する時は、交付した補助金の全部又は一部の返還を三宅町水稲病虫害防除事業補助金返還命令書（様式第4号）により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けた時。

(2) 前号のほか、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めた時。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年4月21日から適用する。